

はいけないもの。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲が概ねベッド周辺に限られているものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が概ね病室内に限られるもの。

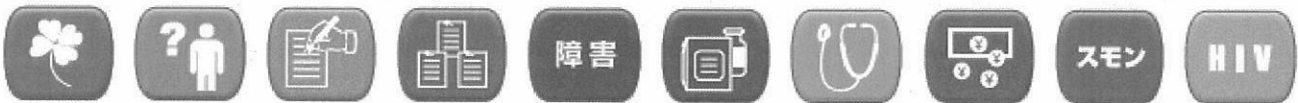
2級

「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることが必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度もの。例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽い捕食作り、ハンカチ程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲が概ね病棟内に限られているものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が概ね家庭内に限られるもの。

救済制度についてのお問合せ先:

電話: ☎ 0120-149-931 (フリーダイヤル)

携帯電話や公衆電話からはご利用になれませんので、従来の窓口 03-3506-9411 をご利用ください。
(この場合、通話料はご相談者の方のご負担となります。)



救済制度相談窓口 kyufu@pmda.go.jp

生物由来製品一覧

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品

(平成十五年五月二十日)
(厚生労働省告示第二百九号)

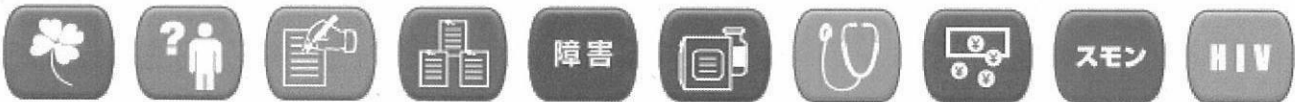
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五項及び第六項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品を次のように定め、平成十五年七月三十日から適用する。

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品

- 一 薬事法第二条第五項に規定する生物由来製品は、同条第一項から第四項までに規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、別表第一に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされているもの(この告示において、日本薬局方に収められているものを含む。)を除く。)とする。
- 二 薬事法第二条第十項に規定する特定生物由来製品は、前号の生物由来製品のうち、別表第二に掲げるものとする。

(平一七厚労告一七六・一部改正)

改正文(平成一七年三月三十一日厚生労働省告示第一七六号)抄
平成十七年四月一日から適用する。



救済制度相談窓口 kyufu@pmda.go.jp